

消防設備協会だより

No.31



平成28年1月1日
 (一社)石川県消防設備協会
 金沢市西泉5丁目93番地
 Tel (076) 242-2882
 Fax (076) 242-9959
 E-mail ishi-ssk@spacelan.ne.jp
 URL : <http://www.issk.or.jp>



目次

- 1. 新年の挨拶 2
- 2. 消防庁長官及び日本消防設備
安全センター理事長表彰 5
- 3. 秋の叙勲で旭日双光章を受章 6
- 4. 平成27年6月以降の主な通知等 7
- 5. 防火対象物を訪問しています！ 8
- 6. 消防設備士試験結果等 9
- 7. 消防用設備点検報告率の推移 10
- 8. 平成28年講習期日のお知らせ（予定）
及び協会の動き 11

金沢城公園は、天正11年(1583年)に前田利家が入城し、明治2年(1869年)まで加賀藩前田家14代の居城として金沢城が置かれ、明治以降終戦までは、陸軍の拠点として、その後平成7年までは、金沢大学キャンパスとして利用されてきました。金沢大学の角間移転後、金沢城復元整備計画に基づき、国史跡として貴重な文化遺産と良好な緑を保全しながら史実を尊重して整備しており、保存修理された石川門と河北門、橋爪門と言った歴史的建物の復元により金沢城三御門が揃い踏みしたほか、石垣と庭が一体となった玉泉院丸庭園の再現・整備により、往時の城郭の雰囲気が感じられ、歴史を偲べる公園となっています。



新年のご挨拶

一般社団法人石川県消防設備協会

会長 米 沢 寛

新年明けましておめでとうございます。

皆様方には、お揃いで健やかな新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は、全国各地で予想もしない集中豪雨等による河川の氾濫や浸水など自然災害による大きな被害が相次ぎました。消防庁の統計によると全国における平成26年の火災発生件数は43,741件と前年より4,354件(9.1%)減少していますが、総死者数は1,678人と前年より53人(3.3%)増加し、火災の発生に伴う被害は残念ながら拡大の傾向にあります。

「いつかは必ずやってくる」その時はどのように行動すればいいか、住民の一人ひとりが日ごろから防災意識をもち、備えを万全にし、それぞれがしっかりと責任を果たすことが求められています。

消防庁の平成26年度の「消防設備点検報告率」を見ると、全国平均が47.6%と半数にも満たず、本県は40.9%で全国30番目となっています。防火対象物の規模別や用途別、さらには消防本部別等の報告率も大きな差が生じており、残念ながらまだまだその重要性が十分に理解されていないようです。こうした状況を見るにつけ、協会の使命とする地域社会における日頃の定期点検の大切さをさらに啓発しなければなりません。

さて、昨年は念願でした北陸新幹線の開業により、一躍北陸は脚光をあびました。国内外から多くの方々が石川を訪れています。開業2年目以降も引き続き安心して来県いただくため、「安全と安心」についてこれまでも増して啓蒙をはかり、信頼を得られる地域社会を築かなければなりません。

このため、今年度は新たに「その安全、期限切れでは」をスローガンに定期点検の重要性をさらに訴えたいと思います。啓発用ポスターを県や消防機関の協力のもと住民が利用する公共施設や消防施設等で掲示し、安全に対する呼びかけをさらに徹底したいと思います。引き続き点検資格者の養成研修や法定研修を、今年も石川県や一般財団法人日本消防設備安全センターの委託を受け実施するほか、会員を中心とする実務研修についての一層の内容充実をはじめ、組織をあげ広く地域社会に貢献できる体制づくりをめざしたいと考えています。

本年4月には当協会は新法人移行4年目を迎えます。地域社会の安全確保に貢献し、信頼を得られる法人を目指さなければなりません。本年も引き続きご指導、ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

謹賀新年

一般社団法人
石川県消防設備協会

会長 米沢 寛
副会長 長野 幸浩

理事

監事
事務局

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 松代 | 中谷 | 中田 | 西井 | 切道 | 新保 | 秋田 | 嶋田 | 日向 | 田中 | 武富 | 阿閉 | 本田 | 内堀 | 村島 | 谷口 | 金岡 | 西田 | 松井 | 大地 | 中西 | 長野 | 米沢 |
| 正範 | 千鶴 | 久 | 宏明 | 泰郎 | 良介 | 順孝 | 泰嗣 | 敏治 | 貴大 | 久義 | 昭 | 茂 | 三雄 | 敏 | 利明 | 義明 | 哲之 | 英実 | 幸浩 | 寛 | | |



新春のご挨拶

石川県危機管理監

粕野 健治

新年明けましておめでとうございます。新春を迎え、一般社団法人石川県消防設備協会の皆様に謹んでご挨拶を申し上げます。

旧年中は、本県の消防防災行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、東日本大震災をはじめ、全国各地で発生している局地的な豪雨など、大きな災害が相次いでおり、昨年9月にも、台風18号に伴う大雨により、関東・東北地方を中心に大きな被害が発生したところであります。

本県でも、能登半島地震や浅野川豪雨で大きな被害に見舞われたほか、一昨年の夏には土砂災害による被害が発生したところであり、改めて、日頃からの災害に対する備えの大切さと、地域における防災体制の重要性を認識したところであります。

県としましても、防災総合訓練の実施など、万が一の際にしっかりと対応できる体制を整えるとともに、今後とも、災害被害の最小化に向け、市町や関係機関と連携しながら、「自助・共助・公助」の体制のより一層の充実強化を進め、県民の安全と安心の確保に万全を期してまいります。また、平成24年から25年にかけて、宿泊施設や認知症高齢者グループホーム、診療所において、昨年5月には川崎市の簡易宿泊所、さらに、10月には広島市の飲食店においても、多数の死者・負傷者が出る火災が発生したところであります。

各消防本部においては、消防法令違反等の不備がある施設等に対しては、改善を強く指導し、防火安全対策の更なる徹底を図るなど、所要の措置がなされております。

県といたしましても、各消防本部と連携し、北陸新幹線金沢開業により、多くの観光客で賑わう宿泊施設や飲食店をはじめとした、防火対象物における消防用設備の設置・維持等、防火安全対策の更なる徹底が図られるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、会員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

このような中、貴協会におかれましては、消防設備点検資格者再講習事業や法定講習を通じた消防設備士の育成をはじめ、消防用設備等の維持管理の適正化及び点検済表示制度の推進を図るなど、多様化する消防行政の推進に積極的に取り組んでいただいているところであり、今後とも、更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会の今後ますますのご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭にあたって

石川県消防長会

会長 小谷 正利

平成28年の輝かしい新春を迎え、社団法人石川県消防設備協会々員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方には、平素から消防用設備等の設置促進、保守管理の適正化など、様々な消防関連事業にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、近年、全国の至る所で地域住民の生活を脅かす大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が生じています。昨年9月には「関東・東北豪雨」が発生し、多くの尊い命が失われたのも記憶に新しいところです。また、大きな揺れを伴う地震も各地で発生し、さらには箱根山や桜島の噴火など火山活動も活発化の傾向を示しており、今後とも不測の事態に備え、災害対応力の強化に万全を期さなければなりません。

一方、火災予防行政におきましては、近年の経済情勢の変化や高齢化、さらには、昨年3月の北陸新幹線開業も相まって、飲食店やホテル（簡易宿泊所）、高齢者施設等が大幅に増加するなど、都市の環境も大きく変化しており、事業所における自主防火管理体制の確立など社会情勢に即応した火災予防対策を講じていかなければなりません。

また、住宅火災の現況について目を向けてみますと、平成18年の住宅用火災警報器設置義務化から10年が経過し、火災による死者数はやや減少傾向を示しており、一定の成果は見られるものの、未だに高齢者が火災の犠牲となるケースも多く、今後とも住宅用火災警報器未設置世帯への設置指導を強化するほか、設置世帯への点検推奨や、10年を目安とした機器の取り替えなど、多面的・重層的な住宅防火対策を進めていかなければなりません。

それには、日頃から消防用設備等の設置、点検等に携わる会員の皆様のお力添えが必要不可欠であります。

我々消防は、これまで以上に社会情勢を的確に把握し、地域の安全と住民の期待に応えるべく、将来を見据えたきめ細やかな消防行政を展開してまいりたい所存ですので、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が災害のないより良い一年となりますとともに、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝とご活躍を心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

消防庁長官及び日本消防設備安全センター理事長表彰



消防庁長官式辞

消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であったものを消防庁長官が表彰する平成27年度消防設備保守関係功労者表彰及び一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰の表彰式が去る11月4日（水）東京都港区元赤坂の明治記念館で開催されました。



消防庁長官表彰を受賞された大地実氏

大地氏に長官表彰

当協会副会長の大地実氏（株式会社大地電業所代表取締役）は、平成27年度消防設備保守関係功労者に選ばれ消防庁長官から表彰状が授与されました。

大地氏は、永年にわたり、当協会の役員として消防用設備等の適正な設置、維持管理の適正化又は普及に努め、その功績が顕著であったことが評価されたものです。

中野氏、山崎氏、中谷氏に理事長表彰

永年にわたり、消防用設備等の適正な設置、維持管理の適正化又は普及に努め、他の模範となると認められた中野 勇氏、山崎 猛氏及び中谷千鶴氏が一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰を受賞されました。



左から、(株)北陸総合防災センター 代表取締役社長の藤井外美男氏、中谷千鶴氏、山崎猛氏、中野勇氏

優良事業所に(株)北陸総合防災センター

また、永年にわたり、消防用設備点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有する事業所として、株式会社北陸総合防災センターが一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰を受賞されました。

秋の叙勲で旭日双光章を受章

秋 田 力 氏

(一般社団法人石川県消防設備協会前副会長)



総務副大臣式辞

平成27年11月11日(水)に東京都港区のニッショウホールで秋の消防関係叙勲伝達式が行われ、当協会前副会長の秋田力氏が栄えある旭日双光章を受章され、総務大臣から受章に伴う勲記・章記・勲章が伝達されました。

氏は、平成3年に当協会理事に、平成17年には、副会長に就任し、平成27年に退任するまでの間、積極的な行動力と卓越した指導力を発揮して会長の補佐役を務めるとともに、会員には、協会に課せられた社会的使命の重要性を認識させるなど、更なる事業の推進とその発展に大きく貢献してきた功績が認められたものです。

伝達式の午後には、皇居内の「豊明殿」で、平成16年に受章した黄綬褒章及び今回受章した旭日双光章を着用のうえ、天皇陛下に拝謁されました。

前副会長の秋田氏が受章されたことは、当協会のこれまでの取り組みが認められたことでもあり、会員の皆様方とともに喜びたいと思います。



栄えある勲章を胸にした秋田前副会長

平成27年6月以降の主な通知等

| 発番号 | 日付 | 発信者 | 標 題 |
|--------------|----------|-------------|--|
| 消防予 第220号 | H27.6.2 | 消防庁予防 課長 | エアゾール式簡易消火器の不具合に係る注意喚起等について 標記について、注意喚起をお願いしているところですが、破裂 事故が確認されていることから、引き続き注意喚起されるととも に、破裂事故を覚知した場合は、消防庁へ報告をいただきたい。 |
| 消防予 第312号 | H27.8.14 | 消防庁予防 課長 | 無線式自動火災報知設備の感知器等に係る不具合について この度、無線式自動火災報知設備の感知器及び無線式住宅用防 災警報器について、高温の環境下において火災を感知した場合、 無線による火災信号等が適正に送信できなくなる不具合の報告が 製造者であるホーチキ(株)からあった。既に設置、販売されてい る全ての製品については、不具合又は不具合の恐れがあるものと して、製造者又は販売者により交換等が行われることとなっている 。なお、同製品が設置されている防火対象物等は、製造者等に おいて全て把握されており、不具合の内容及び交換等の対応につ いて周知するとともに、速やかに交換が行われることになってい る。 |
| 消防予 第349号 | H27.9.4 | 消防庁予防 課長 | 住宅部分が存する防火対象物におけるスプリンクラー設備の技 術上の特例の適用について(通知) 消防法施行令の一部を改正する政令による改正後の第12条第1 項第1号に掲げる防火対象物のうち、その一部に住宅部分が存す るものであっても住宅部分にスプリンクラー設備を設置すること を要しないと考えられる場合の条件が明示された。 ①主要構造部が準耐火構造であること。 ②防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が設置されて いること。 ③自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関 へ通報する火災報知設備が設置されていること。 ④住宅部分の同一階及び上階に住宅部分以外の部分が存しないこ と。 |
| 消防予 第351号 | H27.9.4 | 消防庁予防 課長 | 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な 施工について(通知) 先般、鹿児島市内で発生した火災において、特定施設水道連結 型スプリンクラー設備のヘッドが火災を感知したにもかかわらず、 放水しなかった事案が発生したことから、硬質塩化ビニール 管を用いた配管及び管継手の適切な施工にあたっての留意事項が 定められた。 |
| 消防予 第335号 | H27.9.7 | 消防庁予防 課長 | 消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情 報の消防庁への報告について(通知) 消防庁において、当該報告に用いる様式を含む「消費者事故等 の通知の運用マニュアル」の改定が行われたのでお知らせするも の。 |

注) 詳細な内容については、当協会ホームページの「TOPICS」欄でご確認ください。

また、各種申請様式等については、(一財)日本消防設備安全センターホームページの「法令様式」をご利用ください。

防火対象物を訪問しています！

当協会では、「消防用設備等の点検・報告制度の普及促進と実態把握」等のため、平成22年12月から点検推進指導員が小さな子どもやお年寄りを初めとした不特定多数の方々が利用する防火対象物を訪問しています。(平成27年9月末までに1,578か所訪問)

その中で、法令に定められた6か月ごとの機器点検がなされていないところが見られますので、点検済票に次回点検年月を必ず記入し、期間内に点検がなされるようお願いいたします。

また、まだ当協会に加入していない点検事業者による点検が見られますので、お知り合いの方がございましたら加入についてお誘いいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、会員事業所の点検に同行して、点検方法や点検済票の貼付状況などを確認・指導させていただく方法も取り入れ、点検報告制度及び点検済表示制度のより一層の推進と適正化を図っておりますので、今後とも、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。(7事業所の点検に同行済)

表示登録会員は、高い技術を持っている点検のプロフェッショナル！

消防用設備等に点検済票（ラベル）が貼られていますか？

点検済票（ラベル）は、都道府県消防設備協会が一定の要件を満たしている点検実施者（表示登録会員）に交付するものです。



- ・消防用設備等の点検が適正に行われ、機能が正常であるものに、点検済の表示をし、点検実施者の責任を明確にするとともに、防火対象物の関係者や利用者などに維持管理が適正に行われていることを知らせるものです。
- ・表示登録会員は、消防用設備等の点検が適正に終了した場合には、協会から交付された点検済票を貼付しなければなりません。

(貼付する場所の例：消防用設備等「点検済票表示位置の例」参照)

※次回点検年月は、点検時期を明確に示すものですので、必ず記入してください。

<点検済票の様式及び運用方法の一部が改正されます。>

1. 様式の改正

表示制度では「点検の結果、消防用設備等に不良内容があった場合には、改善が図られるまでの間、点検済票を貼付できない。」ことになっています。しかし、これでは不良内容があった場合には点検したことが示せないことから、新たに点検済票に「整備欄」を設け、不良内容があったこと及びその整備が完了したことを明示できるようにします。

2. 使用期限の廃止

これまで、点検済票の使用は作成（印刷）した当該年度内に限定してきました。しかし、年度ごとに使用枚数が変動することから、小規模な事業所ではその対応に苦慮しているとの声があり、平成28年度分から作成年度を超えての使用を認めることとします。

3. 次回点検欄の変更

これまで、次回点検欄には、年月を記入することになっていましたが、欄が狭いことなどもあり、ほとんど記入されていませんでした。このため、来年度分からは「6か月後」と印刷することを原則とし、各事業所ごとに希望を聞いたうえで印刷することとしました。

消防用設備等点検状況調査集計表

(点検推進指導員実地調査分：H22.12～H27.9)

| 施設区分 | 施設種類 | 訪問数 | 未点検数 | 点検数 | | 協会ラベル | 自社ラベル | 他県ラベル | 未貼付 | 新設更新 | 備考 |
|--------|---------------|--------|------|-------|------|-------|-------|-------|------|------|----|
| | | | | 会員 | 会員外 | | | | | | |
| 1-ロ | 集会場 | 5 | 0 | 4 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 集会場(公民館) | 77 | 3 | 61 | 13 | 61 | 13 | 0 | 0 | 0 | |
| 3-ロ | 飲食店 | 1 | | 1 | | 1 | | | | | |
| 4 | 店舗(スーパーマーケット) | 27 | 1 | 23 | 3 | 21 | 1 | 3 | 0 | 1 | |
| | 店舗(薬局・書店・洋服等) | 137 | 20 | 109 | 8 | 98 | 4 | 6 | 9 | 0 | |
| 5-イ | 旅館・ホテル | 30 | 1 | 28 | 1 | 28 | 0 | 1 | 0 | 0 | |
| 5-ロ | 共同住宅 | 305 | 3 | 302 | 0 | 287 | 0 | 0 | 15 | 0 | |
| 6-イ | 病院・医院 | 55 | 0 | 55 | 0 | 54 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| 6-ロ | 老人ホーム等 | 58 | 2 | 46 | 10 | 45 | 11 | 0 | 0 | 0 | |
| 6-ハ | 老人デイサービスセンター等 | 45 | 4 | 40 | 1 | 37 | 1 | 0 | 0 | 3 | |
| | 保育所 | 342 | 17 | 272 | 53 | 259 | 51 | 0 | 13 | 2 | |
| 6-ニ | 幼稚園 | 28 | 0 | 27 | 1 | 27 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| 7 | 小・中学校 | 72 | 0 | 72 | 0 | 72 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 高校・専門学校 | 33 | 0 | 31 | 2 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 8 | 図書館・美術館等 | 28 | 0 | 28 | 0 | 26 | 0 | 0 | 0 | 2 | |
| 9-ロ | 公衆浴場 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 11 | 神社・寺院 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 12-イ | 工場・作業場 | 105 | 27 | 74 | 4 | 69 | 8 | 1 | 0 | 0 | |
| 13-イ | 自動車車庫・駐車場 | 5 | 0 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 14 | 倉庫 | 28 | 3 | 25 | 0 | 24 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| 15 | 事業場(事務所) | 107 | 11 | 89 | 7 | 89 | 6 | 1 | 0 | 0 | |
| | 事業場(農協) | 23 | 0 | 23 | 0 | 14 | 2 | 0 | 6 | 1 | |
| 16-イ | 複合施設 | 63 | 3 | 55 | 5 | 53 | 6 | 1 | 0 | 0 | |
| 16-ロ | 複合施設(物流基地等) | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | | 1,578 | 96 | 1,372 | 110 | 1,310 | 106 | 13 | 43 | 10 | |
| 構成比(%) | | 100.0% | 6.1% | 86.9% | 7.0% | 83.0% | 6.7% | 0.8% | 2.7% | 0.6% | |

注：未点検数には、期間内(6か月ごと)の点検がなされていないものも含む。

平成27年度消防設備士試験結果

試験実施日(前期) 平成27年7月25日(土)、8月8日(土)

| 試験の種類 | 受験申請者 | 受験者数 | 合格者数 | 合格率% | 試験の種類 | 受験申請者 | 受験者数 | 合格者数 | 合格率% | | |
|--------|-------|------|------|------|-------|-------|------|------|------|------|------|
| 甲種 | 特類 | 3 | 3 | 0 | 0.0 | 乙種 | 第1類 | 12 | 9 | 1 | 11.1 |
| | 第1類 | 108 | 90 | 12 | 13.3 | | 第2類 | 6 | 5 | 2 | 40.0 |
| | 第2類 | 24 | 21 | 7 | 33.3 | | 第3類 | 3 | 3 | 1 | 33.3 |
| | 第3類 | 18 | 17 | 1 | 5.9 | | 第4類 | 77 | 69 | 15 | 21.7 |
| | 第4類 | 127 | 104 | 28 | 26.9 | | 第5類 | 15 | 13 | 4 | 30.8 |
| | 第5類 | 24 | 22 | 7 | 31.8 | | 第6類 | 173 | 156 | 84 | 53.8 |
| | | | | | | | 第7類 | 86 | 80 | 42 | 52.5 |
| | 合計 | 304 | 257 | 55 | 21.4 | | 合計 | 372 | 335 | 149 | 44.5 |
| 甲・乙総合計 | | | | | | | 676 | 592 | 204 | 34.5 | |

※ 現住所変更を連絡していますか？

当協会では、消防設備士講習受講対象者の現住所へその都度受講案内をしています、「宛先不明」として返戻されるものが多数あります。現住所を変更したら、当協会へ連絡願います。

点検報告率は、全国平均で47.6%に！

点検報告実施率は、前年度の43.0%より上昇したものの、依然として50%を割る状況となっており規模や用途別、都道府県による格差が大きくなっています。また、近年、小規模な施設において多数の被害者を出す火災が見られることから、よりきめ細かな法令改正が行われており、更なる制度の周知と適正な点検の実施が必要となっています。

本県の点検報告実施率は、40.9%で年々少しずつ高くなってきているものの、全国での順位は下位の状況が続いています。

都道府県別消防用設備点検報告率の推移

| 都道府県名 | H25.3.31 | | H26.3.31 | | H27.3.31 | | 都道府県名 | H25.3.31 | | H26.3.31 | | H27.3.31 | |
|-------|----------|----|----------|----|----------|----|-------|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 率(%) | 順位 | 率(%) | 順位 | 率(%) | 順位 | | 率(%) | 順位 | 率(%) | 順位 | 率(%) | 順位 |
| 北海道 | 55.5 | 6 | 56.1 | 6 | 58.1 | 6 | 滋賀県 | 41.2 | 24 | 42.5 | 22 | 42.6 | 24 |
| 青森県 | 45.3 | 15 | 43.3 | 18 | 44.9 | 21 | 京都府 | 43.9 | 17 | 39.8 | 31 | 45.0 | 20 |
| 岩手県 | 61.1 | 2 | 59.9 | 4 | 62.6 | 2 | 大阪府 | 52.1 | 7 | 53.2 | 8 | 54.1 | 7 |
| 宮城県 | 38.0 | 34 | 40.0 | 29 | 39.4 | 39 | 兵庫県 | 39.4 | 28 | 43.3 | 19 | 47.9 | 16 |
| 秋田県 | 31.5 | 43 | 30.8 | 43 | 32.8 | 42 | 奈良県 | 38.1 | 33 | 40.1 | 28 | 42.2 | 26 |
| 山形県 | 45.8 | 14 | 45.0 | 16 | 43.9 | 22 | 和歌山県 | 32.3 | 41 | 34.5 | 38 | 32.5 | 43 |
| 福島県 | 43.3 | 18 | 41.7 | 24 | 42.6 | 25 | 鳥取県 | 40.3 | 26 | 43.4 | 17 | 46.9 | 17 |
| 茨城県 | 33.6 | 37 | 29.7 | 44 | 29.8 | 46 | 島根県 | 39.3 | 29 | 38.9 | 35 | 40.5 | 33 |
| 栃木県 | 31.7 | 42 | 32.0 | 42 | 31.8 | 44 | 岡山県 | 40.0 | 27 | 46.0 | 14 | 51.1 | 13 |
| 群馬県 | 33.0 | 39 | 33.3 | 39 | 33.4 | 40 | 広島県 | 61.4 | 1 | 61.3 | 2 | 60.9 | 4 |
| 埼玉県 | 37.7 | 35 | 39.8 | 30 | 41.7 | 27 | 山口県 | 55.7 | 5 | 55.9 | 7 | 54.0 | 8 |
| 千葉県 | 39.2 | 30 | 39.1 | 33 | 41.2 | 29 | 徳島県 | 26.0 | 46 | 26.6 | 46 | 34.9 | 37 |
| 東京都 | 33.2 | 38 | 69.4 | 1 | 70.4 | 1 | 香川県 | 27.8 | 45 | 28.8 | 45 | 30.6 | 45 |
| 神奈川県 | 46.4 | 13 | 45.9 | 15 | 46.1 | 18 | 愛媛県 | 57.5 | 3 | 57.2 | 5 | 59.4 | 5 |
| 新潟県 | 41.7 | 23 | 41.1 | 27 | 39.7 | 34 | 高知県 | 42.4 | 21 | 43.0 | 20 | 40.8 | 31 |
| 富山県 | 51.7 | 8 | 53.0 | 9 | 54.0 | 9 | 福岡県 | 49.4 | 10 | 50.3 | 12 | 51.1 | 12 |
| 石川県 | 38.8 | 31 | 39.2 | 32 | 40.9 | 30 | 佐賀県 | 44.3 | 16 | 42.0 | 23 | 50.0 | 14 |
| 福井県 | 32.6 | 40 | 32.7 | 41 | 32.9 | 41 | 長崎県 | 56.2 | 4 | 61.0 | 3 | 61.7 | 3 |
| 山梨県 | 42.4 | 22 | 39.0 | 34 | 33.5 | 39 | 熊本県 | 38.3 | 32 | 37.5 | 36 | 51.4 | 11 |
| 長野県 | 42.8 | 20 | 41.7 | 25 | 40.6 | 32 | 大分県 | 35.7 | 36 | 37.5 | 37 | 36.8 | 36 |
| 岐阜県 | 48.3 | 12 | 47.3 | 13 | 48.1 | 15 | 宮崎県 | 43.1 | 19 | 42.8 | 21 | 41.5 | 28 |
| 静岡県 | 41.0 | 25 | 41.5 | 26 | 43.4 | 23 | 鹿児島県 | 49.1 | 11 | 52.9 | 10 | 53.8 | 10 |
| 愛知県 | 49.7 | 9 | 52.4 | 11 | 45.8 | 19 | 沖縄県 | 16.7 | 47 | 17.5 | 47 | 18.0 | 47 |
| 三重県 | 29.4 | 44 | 32.8 | 40 | 34.4 | 38 | 全国平均 | 43.1 | - | 43.0 | - | 47.6 | - |

資料：消防庁防火対象物実態調査（但し、H27.3.31の数値は暫定値）

消防法では、防火対象物関係者（所有者・管理者・占有者）に消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告を義務付けています。（消防法第17条の3の3）

- ・機器点検：6カ月ごと（消火器や自動火災報知設備等の外観や機器の機能を確認します。）
- ・総合点検：1年ごと（機器を作動させて、総合的な機能を確認します。）
- ・点検結果の報告：特定防火対象物（毎年）、その他の防火対象物（3年に1回）

◎ 平成28年講習期日(予定)のお知らせ

| 項 目 | 期 日 |
|-----------------------|------------------|
| 消防設備士法定講習(消火設備) | 2月16日(火)、17日(水) |
| 〃 (避難設備・消火器) | 2月18日(木)、19日(金) |
| 〃 (警報設備) | 2月23日(火)～26日(金) |
| 消防設備士試験予備講習(1類・4類・6類) | 6月28日(火)～30日(木) |
| 表示登録会員点検実務研究会 | 8月26日(金) |
| 消防設備点検資格者講習(第1種) | 10月11日(火)～13日(木) |
| 〃 (第2種) | 10月18日(火)～20日(木) |
| 消防設備点検資格者再講習(第1種) | 11月16日(水) |
| 〃 (第2種) | 11月17日(木) |

◎ 平成27年度協会の動き(6月～12月)

| 会議等名称 | 日 時 | 場 所 | 内 容 |
|-------------------------------------|-----------------|---------------|---|
| 消防設備士試験予備講習 | 6月23日(火)～25日(木) | 石川県地場産業振興センター | 受講者：第1類21人、第4類10人、第6類11人 計42人 |
| 点検実務研究会 | 8月28日(金) | 石川県地場産業振興センター | 受講者：84人(会員及び消防職員) |
| 平成27年度第2回正副会長会議 | 9月30日(水) | KKRホテル金沢 | 理事会及び表示管理委員会提出議題について |
| 平成27年度第3回理事会 | 9月30日(水) | KKRホテル金沢 | ・平成27年度一般会計事業の実施状況について ・その他 安全センター理事長表彰の決定について 会員の入退会状況について |
| 第41回消防用設備等点検済表示管理委員会 | 9月30日(水) | KKRホテル金沢 | ・点検推進指導員の防火対象物訪問状況について ・点検済票の交付状況について ・点検済票の項目及び運用の一部見直しについて |
| 消防用設備点検資格者再講習(第1種) | 10月7日(水) | 石川県地場産業振興センター | 受講者：68人 |
| 消防用設備点検資格者再講習(第2種) | 10月8日(木) | 石川県地場産業振興センター | 受講者：69人 |
| 平成27年度東海北陸消防設備協会連絡協議会総会 | 10月22日(木)23日(金) | 愛知県犬山市名鉄犬山ホテル | ・消防設備保守関係者被表彰者の選考について ・防火対象物の点検実施時に貼付する点検済票の類似ラベルを発見した場合の対応について ・消防用設備等点検済表示制度運用規程(例)第17条に規定する「点検実施者の点検技術と倫理意識の向上を図るための講習、研修等」の実施内容等について |
| 平成27年度都道府県消防設備協会会長会議及び消防設備関係功労者等表彰式 | 11月4日(水) | 東京都港区明治記念館 | (会長会議) 講演1：最近における予防行政の動向について 講演2：克災 社会の抵抗力をつけて災害を凌ぐ(表彰式) ・消防庁長官表彰(保守関係者) 大地 実氏 ・安全センター理事長表彰(保守関係者) 中野勇氏、山崎猛氏 (協会職員) 中谷千鶴氏 (優良事業所) (株)北陸総合防災センター |

その安全、 期限切れでは？

消防設備には「定期点検」が欠かせません。

万一のとき大丈夫？

確実な作動のために
定期点検と消防機関への
報告が消防法で
義務づけられています。

点検の時期はいつ？

機器点検は6ヶ月ごと、
作動させての総合点検は
1年ごとに。

だれが点検するの？

消防整備士など
専門知識のある
有資格者の点検が
必要です。



点検済証は、点検が適正に行われ、
機能が正常であることをお知らせしています。
点検済シールで点検時期をご確認ください。

製造から10年を経過した消火器は、
全て耐圧性能点検が義務付けられています。



一般社団法人 石川県消防設備協会

〒921-8043 石川県金沢市西泉5丁目93番地 石川県浄化槽会館2階

TEL(076)242-2882

<http://www.issk.or.jp>